

令和8年10月1日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

提出者	舞鶴市議会議員	川口 孝文
賛成者	同	上野 修身
	同	上羽 和幸
	同	高橋 秀策
	同	仲井 玲子
	同	眞下 隆史
	同	山本 治兵衛

海上自衛隊舞鶴地区（浜・東山地区）における新たな防衛施設整備及び
同地区の継続使用に関する決議（案）

舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

決議第4号

海上自衛隊舞鶴地区（浜・東山地区）における新たな防衛施設整備及び同地区の継続使用に関する決議（案）

このたび、防衛省近畿中部防衛局長及び海上自衛隊舞鶴地方総監から、海上自衛隊舞鶴地区の浜・東山地区における新たな防衛施設の整備及び同地区の継続使用について申し入れがあった。

当該地区は、平成元年海上自衛隊ヘリコプター支援基地の建設要望に際し、本市議会が臨海部への基地集約化を求める決議を行った地区である。また、平成4年には、舞鶴市と当時の防衛庁との間で、当該地区等の自衛隊施設を移転・集約する旨の覚書が交わされ、その跡地を将来のまちづくりに活用する構想を有してきた。

しかし、その後30年以上にわたり利活用を検討してきたものの、地下構造物による土地利用上の制約や、取得に伴う多額の財政負担などから具体化には至らず、将来的にも市による活用は極めて困難な状況にある。

一方、我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変化し、防衛省からは、防衛力の持続性・強靱性を確保するため、浜・東山地区の継続使用が不可欠であるとの説明がなされている。

以上のことから、本市議会は、これまでの経緯を踏まえつつ、現在の安全保障環境、土地利用上の制約及び本市の財政状況等を総合的に勘案し、浜・東山地区における新たな防衛施設の整備及び同地区の継続使用について、受け入れるべきものと判断する。

ただし、同地区は本市の市是である「平和産業港湾都市の建設」のもと、将来のまちづくりへの活用を想定してきた土地であることから、これまでの経緯と本市が国の安全保障に果たしてきた役割を十分に踏まえ、国の安全保障と本市のまちづくりとの両立が図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く求めるものである。

記

1 地域振興への特段の配慮

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく民生安定事業をはじめとする各種制度を活用し、本市のまちづくり及び地域振興に資する施策について積極的な支援を行うこと

2 市民の安全・安心の確保

新たな防衛施設の整備に当たっては、安全対策、防災対策及び生活環境への配慮に万全を期すとともに、市民の不安や懸念の解消に向け、必要な措置を行うこと

3 継続的な情報提供と信頼関係の確保

今後の施設整備について、舞鶴市及び舞鶴市議会に対し適時適切な情報提供を行うとともに、地域との信頼関係の維持・向上に努めること

以上、決議する。

令和8年10月5日
舞鶴市議会